

# 一般競争入札事務処理要領

## 1 趣旨

県が実施する一般競争入札の事務については、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 2 対象

この要領の対象となる契約は、次の契約に係るもので一般競争入札に付すものとする。

ア 物品の購入、修繕、借受け、売払い及び交換

イ 委託・役務業務（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加しようとする者に必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

イ 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、県の指名除外を受けていないこと。

(2) 前号に加え、入札参加資格要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。

ア 発注に対応する契約種目について、施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によりあらかじめ知事が定めた競争入札参加資格の認定を受け、その有効期間を経過していないこと。

イ アに定める事項と同等と知事が認める許可、認可等を受けていること。

(3) 前号により難しい場合は、同号ア及びイに代え、入札参加資格要件として、次の事項を定めるものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を受けていること。

イ 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 前3号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、入札参加資格要件として、次の事項を定めることができる。

ア 業務を行うための一定の資格を有すること。

イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。

ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。

エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。

オ アからエまでのほか、必要と認める事項

## 4 入札参加資格要件の決定等

前項の入札参加資格要件は、規則第2条第1項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）が決定する。ただし、指名業者等を選考するための委員会等に諮るものについては、その審査を経て決定するものとする。

## 5 公告

(1) 規則第16条に定める公告（以下「公告」という。）は、ホームページへの掲載及び掲示により行うものとする。

(2) 契約担当職員が必要と認める場合は、前号に定める方法に加え、その他の方法により公告することができる。

(3) 公告する事項は、規則第17条第1号から第6号までのほか、次の事項とする。

ア 落札者の決定方法

イ 契約保証金に関する事項

ウ 入札に参加する方法

エ アからウまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項

(4) 公告の標準的な文例は、財産管理課長が別に定めるものとする。

(5) 公告日を決定する場合は、見積期間、入札参加資格確認申請の受付期間、質問期間等に十分配慮するものとする。

## 6 入札説明書及び仕様書等の交付又は閲覧

(1) 契約担当職員は、当該入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、公告に定める期間に入札説明書を交付するものとする。

(2) 当該入札に係る仕様書及び図面は、公告に定める期間に交付し、又は閲覧に供するものとする。

(3) 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問・回答書（別記様式第1号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧等により入札参加希望者全員に周知する。ただし、現場説明等を行う場合はこの限りでない。

## 7 説明会

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、入札説明書、仕様書及び図面の内容について、説明会を実施することができる。

## 8 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札参加希望者は、公告に定める期限までに、入札参加資格確認申請書（別記様式第2号）を契約担当職員に、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）により提出しなければならない。

(2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。

(3) 入札参加希望者は、公告に定める入札参加資格要件に応じ、必要な書類を入札参加資格確認申請書に添付しなければならない。

(4) 入札参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(5) 提出された入札参加資格確認申請書等は、これを入札参加希望者に無断で使用してはならない。

(6) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外をすることができる。

## 9 入札参加資格要件の確認

契約担当職員は、入札参加資格確認申請書等の内容を審査し、当該入札参加資格要件に適合しているか確認するものとする。ただし、指名業者等を選考するための委員会等に諮るものについては、当該委員会等の長の承認を得るものとする。

## 10 入札参加資格要件の確認結果の通知

(1) 当該入札参加資格要件の適否を確認したときは、公告に定める期限までに、入札参加希望者にその者に係る確認結果を入札参加資格確認結果通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(2) 前号の場合において、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、その理由を記載するものとする。

## 11 無資格者への理由説明

契約担当職員は、入札参加希望者のうち、当該入札参加資格要件に適合しないとされた者の求めが

あれば、その理由を説明するものとする。

## 12 入札結果等の公表

契約担当職員は、入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（平成18年12月15日制定）の規定により入札結果等を閲覧に供する。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項本文（総合評価一般競争入札の場合は、施行令第167条の10の2第1項）の定めるところによる。ただし、契約担当職員が特に必要と認める場合は、同令第167条の10（総合評価一般競争入札の場合は、同令第167条の10の2第2項）の定めるところによることができる。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 14 特例政令が適用される場合の特例措置

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける場合の発注方法は、前各項の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 第3項第2号アの入札参加資格要件については、入札参加資格確認申請書等の提出期限までに施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によりあらかじめ知事が定めた競争入札参加資格の認定を申請した者は、開札のときまでにその認定を受けられないことを解除条件として、要件を満たしているものとして扱う。
- イ 第3項第4号エに定める入札参加資格要件は、これを定めることができない。
- ウ 特例政令第6条に規定する公告の方法については、県報及び第5項第1号によるものとし、これらに加え、その他の方法によることができるものとする。
- エ 特例政令第6条に規定する公告は、入札期日の前日から起算して、少なくとも40日前までに公告する。
- オ 入札に必要な事項については、特例政令第8条に定める文書を作成し、希望する入札参加希望者に交付する。
- カ 郵便等による入札については、これを認める。この場合において郵便等による入札の到達期限は、入札執行の日時前の日時とすることができる。
- キ 当該入札契約手続等に関して苦情がある者は、広島県政府調達苦情検討委員会に対して申し立てることができる。
- ク 落札者については、落札を決定した日の翌日から起算して72日以内に、別記様式第4号により、県報に登載する。
- ケ 落札者を決定したときは、当該契約の内容等について必要な記録を作成し、保管するものとする。

### 附 則

この要領は平成19年1月1日から施行し、同日以降において規則第16条又は特例政令第6条に規定する公告を行うものから適用する。

### 附 則

この要領は平成19年10月1日から施行し、同日以降において規則第16条又は特例政令第6条に規定する公告を行うものから適用する。

### 附 則

この要領は平成20年4月1日から施行し、同日以降において規則第16条又は特例政令第6条に規定する公告を行なうものから適用する。

附 則

この要領は平成21年3月1日から施行し、同日以降において規則第16条又は特例政令第6条に規定する公告を行なうものから適用する。

附 則

この要領は平成22年1月1日から施行し、同日以降において規則第16条又は特例政令第6条に規定する公告を行なうものから適用する。

(別記様式第1号)

## 仕様書等に対する質問・回答書

平成 年 月 日

( 契 約 担 当 職 員 )

様

所 在 地

商号又は名称

業 務 名 :

(又は調達物品の名称, 規格及び数量)

質 問 事 項	
回 答	

## 入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

( 契 約 担 当 職 員 )

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

( 担 当 者 )

( 電 話 番 号 )

( F A X 番 号 )

平成 年 月 日付けで公告のあった次の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業 務 名 :

(又は調達物品の名称、規格及び数量)

2 添付書類 ( 有 ・ 無 )

添付書類有の場合、書類名を記入

--

## 入札参加資格確認結果通知書

平成 年 月 日

様

( 契 約 担 当 職 員 )

印

平成 年 月 日付けで申請のあった入札参加資格確認申請について、確認結果を次のとおり通知します。

業 務 名 (又は調達物品 の名称、規格及 び数量)		
入札公告日		
入札年月日		
入札参加資格要 件の適否	適 ・ 否	
	入札参加資格 要件に適合し ないと認めた 理由	

注 入札参加資格要件に適合しないと通知された者は、当職に対してその理由説明を求めることができます。この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに、その旨を記載した書類を提出してください。

(別記様式第4号)

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定によって公告する。

平成 年 月 日

(契約担当職員) 職名 氏 名

**県決第 号**

1 調達件名(及び数量)

〇〇〇〇〇(県一般〇〇第〇〇号)

2 契約に関する事務を担当する局(部)の名称及び所在地

(1) 名称

広島県〇〇局〇〇部〇〇課

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 落札者を決定した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称

〇〇〇〇〇

(2) 所在地

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

5 落札金額

00,000,000円

6 落札者を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成〇〇年〇〇月〇〇日